

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
11. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
13. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]
17. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）を図ることを目的とする。
[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]
18. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。
[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]
19. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
[A. 乗務員 B. 旅客 C. 車両]
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び（ ）について報告を求めなければならない。
[A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態]
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（ ）保存しなければならない。
[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]
22. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかななければならない。
[A. 確保 B. 選任 C. 募集]
23. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
[A. 二ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]
24. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。
[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。
[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]
27. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]
28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）年間保存しなければならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年（ ）月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法 8 条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（○）
- 2.（運送法 23 条 3 項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法 30 条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（○）
- 4.（運送法 33 条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 5.（運送法 95 条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（×）
- 6.（運送法施行規則 10 条の 2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の 30 日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 7.（運送法施行規則 25 条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 8.（運輸規則 15 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。（○）
- 9.（運輸規則 24 条 3 項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他方法により点呼を行わなければならない。（○）
- 10.（運輸規則 28 条の 2 第 2 項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から一年間保存しなければならない。（×）
- 11.（運輸規則 38 条）旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。（○）

- 1 2. (運輸規則 4 7 条の 7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(O)
- 1 3. (運輸規則 5 1 条 2 項) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。(O)
- 1 4. (運送法 1 条) 道路運送法の目的は、道路運送の (A:利用者) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
- 1 5. (運送法 1 6 条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C:事業計画) に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 1 6. (運送法 2 0 条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地 (A:のいずれもが) その営業区域外に存する旅客の運送 (路線を定めて行うものを除く。) をしてはならない。
- 1 7. (運輸規則 1 条) 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び (C:旅客の利便) を図ることを目的とする。
- 1 8. (運輸規則 2 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A:公平) かつ懇切な取扱いをしなければならない。
- 1 9. (運輸規則 2 0 条) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の (A:乗務員) に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
- 2 0. (運輸規則 2 4 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び (B:運行の状況) について報告を求めなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 5 条 2 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を (B:一年間) 保存しなければならない。
- 2 2. (運輸規則 3 5 条) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時 (B:選任) しておかななければならない。

23. (運輸規則36条) 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(A:二ヶ月)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
24. (運輸規則38条2項1号) 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則44条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を(A:常に清潔に保持)しなければならない。
26. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(C:百日)以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
27. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(B:三十日)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
28. (事故報告規則4条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B:二十四時間)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (運輸規則3条) 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(1)年間保存しなければならない。
30. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年(5)月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。